

さりげなく、ともに生きる!!  
「おもいやりの町、しもすわ」をめざして。



「社協だより」は共同募金の  
配分金で発行されています。



2024年4月号 No.322

発行人・濱 克典

編集・社会福祉法人

下諏訪町社会福祉協議会

## 令和6年4月から、 下諏訪町社会福祉協議会の組織体制が、一部変わりました。

令和6年度より、下諏訪町では、地域共生社会の実現に向けた  
「重層的支援体制整備事業」が始まりました。

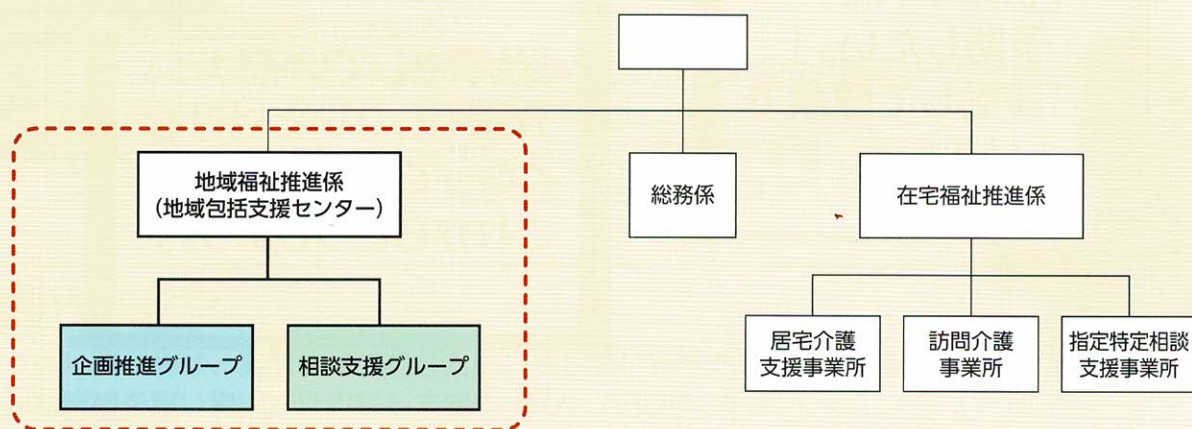
これを受け、その一角を担う下諏訪町社会福祉協議会では、  
組織体制を一部変更しました。

今後も、より一層、地域福祉の向上に、職員一同取り組んでまいります。



### 令和6年度からの組織体制図

地域福祉推進係(社協生活応援センター)と地域包括支援センター係が統合して、新たに  
「地域福祉推進係」として、1つの係になりました。  
係内は、「企画推進グループ」と「相談支援グループ」の2つのグループで構成しています。



### 企画推進グループ (☎：27-8886)

社協では、地域の多様な福祉ニーズに対応するため、地域のボランティアや様々な社会資源と協力し、地域の特性を活かしながら事業に取り組んできました。

重層的支援体制整備事業が始まり、さらに幅広い世代や属性に向けた活動が求められています。

相談支援グループと協力することで、さらに福祉ニーズの把握に努め、当町のニーズに沿った地域づくりを進めます。

### 相談支援グループ (☎：26-3377)

重層的支援体制整備事業では、「属性を問わない相談支援」が求められています。

社協では、相談支援に関わる業務を1グループに編成し直して、あらゆる相談が受け止められる体制を目指します。また、受け止めた相談を、地域の各支援関係機関と連携をしながら、対応していきます。

企画推進グループと協力しながら、地域ニーズに沿った資源づくりを進めます。

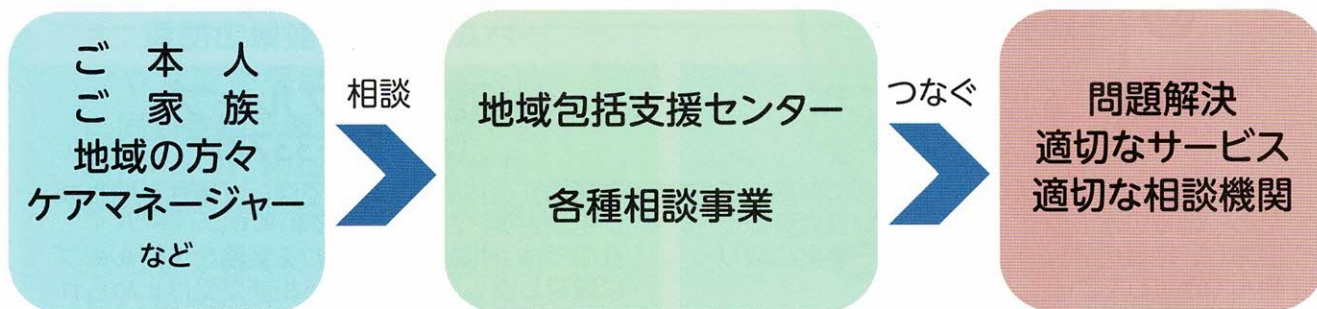
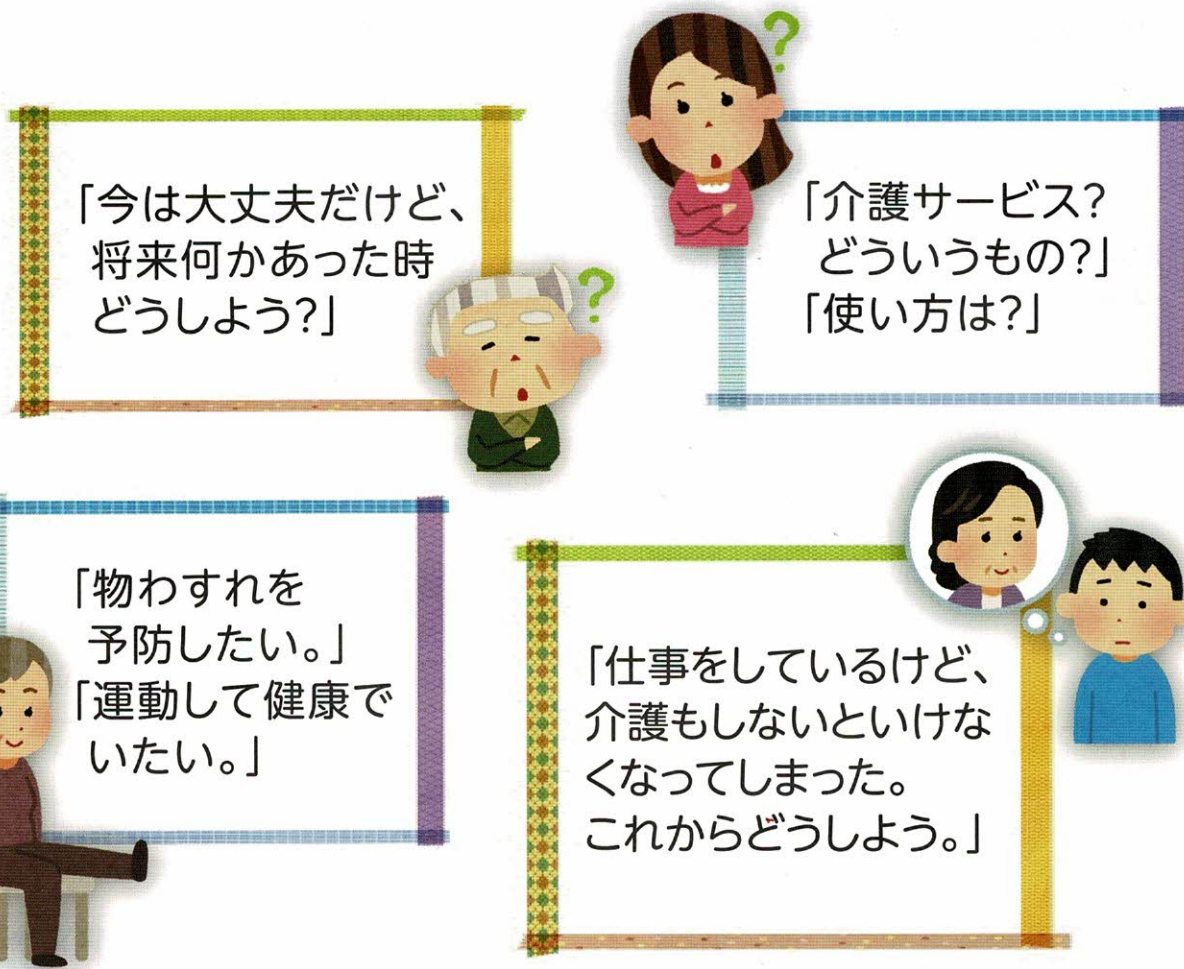
お気軽にご相談ください。

# 下諏訪町地域包括支援センター

～地域の皆さまの相談窓口です～

介護に関する悩みや相談、健康や福祉、医療や生活に関すること以外にも「どこに相談したらいいのかわからない」といった悩みもまずはご相談ください。

必要なサービスの情報の提供など、関係機関と協力して支援します。



地域福祉推進係 相談支援グループ  
(下諏訪町地域包括支援センター)

☎26-3377



# 福祉有償運送サービスをご利用ください

対象者：町内にお住まいの方で、日常の外出に車いすを使用している方  
もしくはお一人では公共交通機関の利用が困難な方  
付添人は1人まで乗車できます。

サービス内容：運転をするサービス員が、車いすに乗っていらっしゃる状態の利用者様の  
車の乗降及び出発地・目的地の玄関から玄関までの移動を介助いたします。  
ベッド等から車いすへの移乗介助など、身体的な介助は行っておりません。

利用料金：下諏訪町内1回（片道）600円  
町外は町境界から走行距離1キロメートルごとに100円加算

予約方法：希望する運行日の前営業日（月曜日分は金曜日・祝日除く）  
の午前8時半から午後5時の間までに下記の電話かFAX、  
予約表提出のいずれかにて受け付けます。



**当日の受付は行っておりません。**

**問い合わせ・ご予約 TEL.27-7396 FAX.27-0890**

## 湯めぐりバス ～地元の温泉に行きませんか～

下諏訪町にはたくさんの公衆浴場があります。  
せっかく身近にあるのだから、健康維持・向上に活用しない手はありませんよね？  
ぜひ、湯めぐりバスを利用して、地元のいい湯を巡ってみませんか。



対象者：下諏訪町に居住している  
・60歳以上の方 ・障がいのある方 ・3歳未満の児童及びその保護者  
運行日：毎週木曜日（祝祭日、年末年始を除く）  
停車する浴場：湖畔の湯、老人福祉センター、矢木温泉、新湯、旦過の湯、  
遊泉ハウス児湯、菅野温泉、高浜健康温泉センターゆたん歩°



## 買い物バス

やっぱり買う物は、実際に見て選びたい。買い物に行きたいけど、移動の手段がない。  
そんな皆様を買い物バスは応援します！ぜひ、ご利用ください。

対象者：下諏訪町に居住し、買い物に困っている65歳以上の方及び障がいのある方  
※職員が訪問させていただき、状況をお聞きします。  
運行日：第1・第3火曜日 マイクロバスの日  
第2・第4火曜日 ワゴン車の日  
※お住まいの場所により運行日が決まります。  
行き先：オギノ岡谷店 他



**※湯めぐりバスと買い物バスの利用には、事前申し込みが必要です。**

● 湯めぐりバス・買い物バスのお問い合わせ・申し込みは…

メールはこちらから▶

地域福祉推進係（企画推進グループ）

☎27-8886 メール：seikatsuouen@shakyo-shimosuwa.or.jp



介護のよくある疑問に  
お答えします!!

## 今回はケアマネジャー(介護支援専門員)についてお答えします

**Q**：ケアマネジャーっていったい何をしてくれる人なの？

**A**：利用者の心身、生活の状態や家族状況、サービスの利用希望などを伺い、訪問介護やデイサービスといった介護サービスを適切に組み合わせた介護計画（ケアプラン）を作成します。ケアマネジャーの作成したケアプランをもとに実際にサービスを提供する関係者たちと一緒に具体的なサービスの提供について話し合いをしたうえで利用開始となります。介護保険のサービスの利用が開始された後も、毎月ご自宅を訪問して介護サービスが適切に提供されているかを確認したり、心身の状態や生活の状態を把握しながら必要に応じてサービスの調整を行います。

**Q**：ケアマネジャーってどうやって探すの？

**A**：諏訪広域連合のホームページや介護被保険者証の送付時に同封される事業所の一覧を参考にしたり、役場（介護保険係）や地域包括支援センターへ問い合わせしてみてください。各市町村に複数のケアマネが在籍する居宅介護支援事業所があります。自由に選択できます。

**Q**：ケアマネジャーってどんな時に依頼するの？

**A**：介護保険の利用を希望する場合、要介護・要支援認定申請を行います。介護認定の結果、要支援（1、2）・要介護（1～5）の認定を受けた方が、介護保険のサービス（ヘルパー、デイサービス、ショートステイ、手すりなど福祉用具のレンタル等）を利用したいと思った時にご依頼ください。

